

# 石川県公報

平成 28 年 6 月 24 日 (金曜日)

号 外

(第 61 号)

## 目 次

条 例		
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	1	
○石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (市町支援課)		2
○健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 (医療対策課)		3

## 条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 (平成二十七年石川県条例第四十二号) の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第三条関係)

機 関	事 務
一 知事	児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等 (次表において「小児慢性特定疾病児童等」という。) の健全育成のために行う医療費の支給のうち同法第十九条の二第一項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給以外のもの (次表において「医療費の支給」という。) に関する事務であつて規則で定めるもの
二 教育委員会	特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒に係る当該就学のため必要な経費の支弁のうち特別支援学校への就学奨励に関する法律 (昭

和二十九年法律第百四十四号) 第二条第一項の規定による経費の支弁以外のものに関する事務であつて規則で定めるもの

(石川県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第二条 石川県住民基本台帳法施行条例(平成十四年石川県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第三条関係)

知事以外の執行機関	事務
一 教育委員会	石川県育英資金貸与条例(昭和三十五年石川県条例第三十号)第一条の規定による育英資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であつて規則で定めるもの
二 教育委員会	石川県恩給条例による恩給の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
三 教育委員会	特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒に係る当該就学のため必要な経費の支弁のうち特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和三十九年法律第百四十四号)第二条第一項の規定による経費の支弁以外のものに関する事務であつて規則で定めるもの
四 公安委員会	石川県恩給条例による恩給の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十三号

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例(平成六年石川県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同号ロ中「七千三百五十円」を「七千五百六十円」に改める。

第八条第一号中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に改め、同条第二号中「三十六万五千元と四円八十八銭」を「三十七万五千五百円と五円二銭」に改める。

第十一条第一号中「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に、「三十万千八百七十五円」を「三十一万五百円」に改め、同条第二号中「二十六円七十三銭」を「二十七円五十銭」に、「十五万七千百十五円」を「五十七万三千三十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十四号

健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 石川県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年石川県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一非紹介患者初診加算料の項を次のように改める。

非紹介患者等加算料	医師である保険医による初診の場合	五、〇〇〇円
	歯科医師である保険医による初診の場合	三、〇〇〇円
	医師である保険医による再診の場合	一、五〇〇円
	歯科医師である保険医による再診の場合	一、五〇〇円

別表第一特別長期入院料(厚生労働大臣が定める状態等にある者に係るものを除く。)の項中「第六十三条第二項第四号」を「第六十三条第二項第五号」に、「第六十四条第二項第四号」を「第六十四条第二項第五号」に改め、同表備考を次のように改める。

備考一 「助産に係る場合」とは、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表第一第八号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当する場合をいう。

二 非紹介患者等加算料の徴収については、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療

養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第四号若しくは第五号に規定する緊急その他やむを得ない事情がある場合又は保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第五条第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める場合に該当するものとして、知事が別に定める場合を除く。

（石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正）

第二条 石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年石川県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第十四条の二」を「附則第十四条」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中石川県病院事業の設置等に関する条例別表第一特別長期入院料（厚生労働大臣が定める状態等にある者に係るものを除く。）の項の改正規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（石川県病院事業の設置等に関する条例別表第一特別長期入院料（厚生労働大臣が定める状態等にある者に係るものを除く。）の項の改正規定を除く。）による改正後の同条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。